

住居確保給付金のしおり

～家賃のお支払いにお困りの方へ～

(令和6年4月24日改正)



三木市役所 福祉課生活支援係

〒673-0492 三木市上の丸町10-30

TEL 0794-82-2000 (代表)

住居確保給付金とは

○ 離職・廃業から2年以内の方（疾病、負傷等の事情により2年を超えている場合は4年以内）

○ 自己責任外により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方
（個人の意思にかかわらず、収入の減少を余儀なくされた場合）

上記のどちらかに該当する方を対象として、一定期間、住宅費を支給するとともに、就職へ向けた就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

○ 支給額:

（世帯収入額が基準額（表1）以下の場合）

→ 家賃額（管理費、共益費等を除く）を支給（ただし、住宅扶助額（表2）が上限）

（世帯収入額が基準額（表1）を超える場合）

→ 基準額（表1）+家賃額（管理費、共益費等除く）-世帯収入額 を支給（100円未満切上）
（ただし、住宅扶助額（表2）が上限）

（表1）基準額…世帯人数に応じ、次の表のとおり。

8人以上の世帯の基準額は、お問い合わせください

世帯人数	基準額	世帯人数	基準額
1人	78,000円	5人	209,000円
2人	115,000円	6人	242,000円
3人	140,000円	7人	275,000円
4人	175,000円		

（表2）住宅扶助額（上限額）…世帯人数に応じ、次の表のとおり。

世帯人数	基準額
1人	32,300円
2人	39,000円
3~5人	42,000円
6人	45,000円
7人以上	50,400円

○ 支給期間：3か月を限度に、最大9か月まで延長できる場合があります。

○ 支給方法：住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込みます。

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑨のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職・廃業（以下「離職等」という）又はやむを得ない休業等（本人の疾病等は除く）により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある者。
- ② 申請日において離職等の日から2年以内であること。ただし、期間中に疾病、負傷、育児等やむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動ができなかった場合は、4年を上限としてその期間を加算することができる。
又は給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、当該個人の都合によらないで減少し、離職等と同程度の状況にある者。
- ③ 離職等の前に、主たる生計維持者であったこと。（離職等の前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む）
- ④ 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の収入の合計額金額以下であること。（離職等により申請日の属する月の翌月から次の金額以下に該当する事実を証明することが可能な方も対象）

世帯人数	収入の合計額
1人	110,300円以下
2人	154,000円以下
3人	182,000円以下
4人	217,000円以下
5人	251,000円以下
6人	287,000円以下
7人	325,400円以下

※8人以上の世帯の方は、別途お問い合わせください。

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産（現金および預貯金、債券、株式、暗号資産等）の合計額が次の金額以下であること。

世帯人数	金融資産の合計額
1人	468,000円以下
2人	690,000円以下
3人	840,000円以下
4人以上	1,000,000円以下

- ⑥ ハローワークに求職申込みを行い、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。

ただし、上記①のやむを得ない休業等で自立に向けた活動をする者は、申請月から3か月間(もう3か月延長可能)その取り組みで求職活動に代えることができる。

- ⑦ 地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。
- ⑨ 過去に住居確保給付金を受けたことがない、又は過去に住居確保給付金を受けたことがあるが、再支給の要件に該当すること。

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① **住居確保給付金支給申請書**【市役所福祉課で配布します】
- ② **住居確保給付金申請時確認書**【①と一緒に市役所福祉課で配布します】
- ③ **本人確認書類**【次のいずれかをお持ちください】
 - 運転免許証、マイナンバーカード(個人番号記載面は不要)、住民基本台帳カード、一般旅券、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、各種健康保険証、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本
 - ※ ただし、顔写真のない証明書の場合は、二つ以上の提出してください
- ④ **離職等関係書類**
 - ・離職等の後2年以内(やむを得ない事情に該当する場合は4年)の者であることが確認できる書類(離職票等)の写し
 - (離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者等であることが確認できる何らかの書類)
 - (やむを得ない事情の場合は、医師の証明書、その他事実を証明できる書類)
 - 又は
 - 給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、当該個人の都合によらないで減少し、離職等と同程度の状況にあることが確認できる書類の写し
 - (勤務日数や勤務時間の縮減が確認できる雇用主から提示されたシフト表等。個人事業主においては、店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類や、請負契約により収入を得ている場合は、注文主からの発注の取り消しや減少が確認できる書類等。さらにこのような書類がない場合は申立書も可。)
- ⑤ **収入関係書類**
 - ・申請者及び申請者と同一世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し
 - ※給与明細書(直近3か月分)、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金裁定通知書」
- ⑥ **預貯金関係書類**
 - ・申請者及び同一世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し
 - (webのみで管理している場合は、その画面の写し)

住居確保給付金の申請から決定まで

住居を喪失している方の場合

1 住居確保給付金の支給申請

- 申請書に必要書類(P5参照)を添えて、市役所福祉課へ提出してください。
(原則として、「新たに確保しようとする住居の所在地の市役所」への申請となります。)
- 申請書が提出されますと、次の用紙をお渡しします。
 - ①「住居確保給付金支給申請書」の写し・不動産業者等提出用
 - ②「入居予定住宅に関する状況通知書」・不動産業者等提出用
- 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、臨時特例つなぎ資金(P12参照)の借入れ申込みを行うことができます。(※社会福祉協議会の審査があります。)

2 求職申込み

- ハローワークにて求職申込みを行い、求職受付票をもらってください。

3 入居予定住宅の確保

- 不動産業者等に申請書の写しを提示して、賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。家賃額(管理費・共益費を除く。)が住居確保給付金の上限額以内(P2参照)の住宅に限ります。
- 敷金・礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付(住宅入居費)を利用する場合はその旨を不動産業者等にお伝えください。
- 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。

4 住居確保給付金の確認書類の提出

次の書類を三木市福祉課へ提出してください。

- ①「入居予定住宅に関する状況通知書」(不動産業者記入済み分)
- ② 求職受付票(ハローワーク)の写し

5 住居確保給付金の審査

申請に必要な書類が全て提出された段階で審査を行います。

- 申請内容が適正であると判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」にあわせて「住宅確保報告書」が市役所福祉課より交付されます。
- 支給が認められないと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

※敷金、礼金等の初期費用の捻出が困難な方、住居確保給付金受給中の生活費にお困りの方は、P12を参照してください。

6 賃貸借契約の締結

- 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約(初期費用となる貸付金が振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約)」となります。
- なお、総合支援資金(住宅入居費)を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約と考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については、全て停止条件付きの契約とする不動産業者等もあると考えられます。
- 社会福祉協議会の総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを市役所福祉課に提出していただきます。審査を経て総合支援資金(住宅入居費)が決定され、住宅入居費が業者に振り込まれます。その時点をもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、業者との間で入居に関する手続きを行ってください。

7 住宅入居後

- 住宅入居後7日以内に、賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付し、「住居確保報告書」を市役所福祉課へ提出してください。

8 支給の決定

- 「住居確保給付金支給決定通知書」が交付されます。また、「常用就職届」、「職業相談確認票」、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」をお渡しします。
- 「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを不動産業者等に対して、市役所福祉課から提出します。

9 支給開始

- 入居に際して初期費用として支払いを要した月分の賃料の翌月以降分から支給します。

住居を喪失するおそれのある方の場合

1 住居確保給付金の支給申請

- 申請書に必要書類(P5参照)を添えて、市役所福祉課へ提出してください。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居住宅に関する状況通知書」の用紙が配布されます。

2 求職申込み

○ ハローワークにて求職申込みを行っていただき、求職受付票をもらってください。

3 貸主との調整

○ 貸主又は貸主から委託を受けた事業者から「入居住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。

4 住居確保給付金の確認書類の提出

次の書類を三木市福祉課へ提出してください。

- ① 「入居住宅に関する状況通知書」(不動産業者記入済み分)
- ② 賃貸契約書の写し
- ③ 求職受付票(ハローワーク)の写し

5 住居確保給付金の審査、支給決定

- 審査の結果、支給が認められた場合は、「住居確保給付金支給決定通知書」が交付されます。
- 「常用就職届」、「職業相談確認票」、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」が配布されます。
- 「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを市役所福祉課より不動産媒介業者等に通知します。
- 支給が認められないと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産媒介業者等に不支給となった旨を市役所福祉課より通知します。

※住居確保給付金期間中の生活費が必要な方は、P12を参照してください。

住居確保給付金受給中の留意事項

義務

- 支給期間中は、ハローワークの利用、市役所福祉課の就労支援員の助言、その他様々な方法等により、常用就職に向けた就職活動を行ってください(給付金支給の延長の要件にもなります)。
- 職業相談をする者は毎月2回以上、ハローワークへ出向いて職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」にハローワーク担当者からの確認印を受け、職業相談内容を自ら記入してください。
自立に向けた活動者は、原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける必要があります。まず「自立に向けた活動計画」を作成し、「自立に向けた活動状況報告書」を毎月提出してください。
- 職業相談をする者は、原則週1回以上、求人先へ応募又は求人先の面接を受け、その就職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に記入し毎月提出してください。
- 月4回以上、市役所福祉課の就労支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。「職業相談確認票」・「自立に向けた活動状況報告書」を支援員へ提示して活動状況を報告してください。

常用就職した場合は届出が必要です

- 給付金決定後、常用就職(雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもの)した場合は、「常用就職届」を市役所福祉課へ提出してください。
- 当該書類及び添付書類により、支給中止となる中止基準額を超える収入が得られた場合には、原則、中止基準額を超える収入が得られた月の支給が中止されます。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月を、2回まで、延長することが可能です。
(要件) ・受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること
- 住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金分かる書類を準備して、三木市福祉課へお越しください。

支給額を変更できる場合があります

- 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・住居確保給付金支給対象賃貸住宅の家賃額が変更された場合
 - ・世帯収入額が基準額を下回った場合で、かつ、支給額が上限額(住宅扶助基準に基づく額)に達していない場合
 - ・借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合
- 申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、市役所福祉課にお越しください。

住宅確保給付金を中止する場合があります

- 毎月2回以上のハローワークでの就職相談、毎月4回以上の市役所福祉課の就労支援員による面接等又は原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う等、就職活動を怠る方については、支給を中止します。
- 市役所福祉課が策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。
- 受給中に常用就職し、就労により得られた収入が一定額(P2の収入基準額)を超えた場合は、原則その収入が得られた月から支給を中止します。
- 住宅を退去した者(大家からの要請の場合、市役所福祉課の指示による場合を除く)については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合は支給を中止します。
- 生活保護費を受給した場合は支給を中止します。
- 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住宅確保給付金を徴収する場合があります

- 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

住居確保給付金の再支給について

- 支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過しており、かつ以下の要件のいずれかに該当すれば再度支給を受けることができます。
- ① 住居確保給付金の支給期間の終了後に、新たに解雇(本人の責による理由によるものを除く)された者
※あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は、会社都合の解雇には当たりません。
- ② 事業を行う者が、事業を廃止した場合(本人の責による理由又は本人の都合によるものを除く)
- ③ 本人の責によらない理由又は本人の都合によらず離職・廃業と同程度まで収入が減少した場合
- ④ P3～4の「住居確保給付金を受けるには、次のような要件が有ります」の①～⑨のいずれにも該当する方
- 支給額、支給期間は、P2の支給額、支給期間によります。

資産、収入の状況等を調査することがあります

- 住居確保給付金の支給に関して必要な範囲で、資産又は収入の状況につき、官公署、銀行、事業主等に対して、資料の提供や報告を求めることがあります。また、居住する賃貸住宅の家主等に入居状況について報告を求めることがあります。

住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金(総合支援資金)」を活用できる場合があります。

(※ただし、社会福祉協議会の審査があります。)

◇三木市社会福祉協議会(総合保健福祉センター内)に担当窓口が設置されています。

◆生活福祉資金(総合支援資金)とは

生計中心者の失業等によって、生計維持が困難となった世帯に対し、新たな仕事を探し、生活再建を行う間の生活費など必要な費用を貸し付け、自立に向けた取り組みを支援することを目的とした制度です。

65歳未満の方や失業等から2年以内などの貸付条件があります。

(1)生活支援費:単身世帯・月15万円以内、複数世帯・月20万円以内

(2)住宅入居費:40万円以内

(3)一時生活再建費:60万円以内

※貸付利率は無利子(連帯保証人を立てられない場合は年1.5%)

住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「臨時特例つなぎ資金貸付」制度があります。

(※ただし、社会福祉協議会の審査があります。)

◆臨時特例つなぎ資金貸付とは

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付を行います。(10万円以内)※貸付利率:無利子、連帯保証人不要